

宇佐市地域防災計画

資料編

令和4年3月

宇佐市防災会議

第 1 部 防災関係例規

1-1	宇佐市防災会議条例	3
1-2	宇佐市防災会議条例施行規則	4
1-3	宇佐市災害対策本部条例	5
1-4	宇佐市災害対策本部規程	6
1-5	宇佐市災害弔慰金の支給等に関する条例	11
1-6	宇佐市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	15

第 2 部 総則及び災害予防

【総則編関連】

2-1	海溝型地震及び活断層の長期評価の概要	37
(1)	海溝型地震	37
(2)	活断層型地震	38
2-2	県内に被害を及ぼした地震・津波の履歴	39
(1)	県内に被害を及ぼした地震	39
(2)	県内に被害を及ぼした津波	42
2-3	洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒・特別警戒区域等	43
2-4	津波浸水想定区域	61
2-5	地震・津波による被害の想定	66
(1)	想定ケース	66
(2)	宇佐市における被害の想定結果	66
2-6	想定される主な火山現象及びその特徴	68
2-7	ため池ハザードマップ	69

【風水害等対策編関連】

2-8	災害危険区域	171
(1)	土砂災害警戒区域等	171
(2)	砂防指定地	197
(3)	急傾斜地崩壊危険区域	199
(4)	地すべり防止区域	200
(5)	保安林	200
(6)	海岸保全区域	203

(7)	山地災害危険区域(山腹崩壊危険地区/地すべり危険地区/山腹土砂流出危険地区)	204
(8)	災害危険河川区域	214
2-9	風水害に係る各種防災訓練事例	216
2-10	水防資機材の備蓄基準	217
2-11	災害備蓄物資整備一覧表	218
【地震・津波災害対策編関連】		
2-12	消防法における危険物(別表)	220
2-13	想定される津波高及び津波到達時間	222
2-14	地震・津波に係る防災訓練例	223
(1)	地震・津波共通訓練	223
(2)	地震対応訓練	224
(3)	津波対応訓練	225
(4)	地震及び津波対応訓練モデル	227
2-15	長洲地区における津波からの避難路	232

第3部 災害応急対策

【風水害等対策編関連】		
3-1	宇佐市災害対策本部組織編成	239
3-2	防災関係機関連絡先	241
3-3	災害対策本部各班の分掌事務	244
3-4	衛星携帯電話の配備状況	248
3-5	特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準	249
3-6	気象予報・警報等の伝達系統	253
3-7	洪水予報の伝達系統	254
3-8	災害報告に関する様式	255
3-9	救助の程度及び期間	260
3-10	災害時応援協定等締結状況及び応援協力体制	262
3-11	災害派遣要請先及び要請連絡先	266
3-12	自衛隊宿営可能場所	267

3-13	市内指定ヘリポート及び航空機(回転翼)の着陸地 点及び無障害地帯等の基準	268
3-14	市道における緊急輸送路	271
3-15	知事の指定する重要水防区域	272
3-16	知事の指定する水防区域	272
3-17	知事の指定する重要浸水区域	273
3-18	流木流出による水防区域	273
3-19	水防実施状況報告書様式	274
3-20	大分県管理河川水防警報連絡系統	275
3-21	指定避難所	276
3-22	福祉避難所	280
3-23	みなし避難所	281
3-24	浸水想定区域内の要配慮者利用施設	290
3-25	土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	293
3-26	災害拠点病院及び大分DMA T 指定病院の指定状況	295
3-27	宇佐市消防組織	296
	(1) 宇佐市消防組織図	296
	(2) 分団管轄表	297
3-28	災害廃棄物の種類と特性	299
3-29	災害廃棄物処理体制及び災害廃棄物処理チームに おける主な業務内容	300
3-30	災害廃棄物の仮置場の候補地	302
3-31	し尿処理施設の処理能力	302
3-32	ごみ焼却施設、不燃ごみ中間処理施設、最終処分 場の処理能力等	303
3-33	応急仮設住宅の建設予定地	304
3-34	農作物の応急対策	305
3-35	噴火警報・予報の名称、火山活動の状況、 噴火警戒レベル等の一覧、鶴見岳・伽藍岳 (平成28年7月運用開始)の噴火警戒レベル	307
3-36	噴火警報・予報の伝達系統	310

【地震・津波災害対策編関連】

3-37	地震・津波に関する情報発表の流れ	311
3-38	地震・津波に関する情報の解説	312
3-39	気象庁震度階級関連解説表	314
3-40	津波警報等の種類と発表される津波の高さ等	318
3-41	津波の高さと予想される被害の関係	318
3-42	津波警報等及び津波予報発表のタイミング	319
3-43	地震に関する住民への呼びかけ例	320
3-44	津波警報等の住民への呼びかけ手段	320
(1)	津波警報等のサイレン又は半鐘によって周知させる場合 の標識	320
(2)	津波警報等の住民への呼びかけ例	321
3-45	津波一時避難所及び津波避難ビル等	322
(1)	津波一時避難所	322
(2)	津波避難ビル等	322
3-46	「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の 宇佐市の対応について	323

第4部 災害復旧・復興

4-1	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に 規定する政令で定める公共土木施設	327
4-2	被害認定基準	328
(1)	災害に係る住家の被害認定基準	328
(2)	災害報告取扱要領（消防庁）における認定基準	328
4-3	被害認定調査の流れ	329
4-4	経済・生活面の支援に関する各種制度の概要	330
4-5	住まいの確保・再建のための支援に関する各 種制度の概要	341
4-6	農林漁業・中小企業・自営業への支援に関する各 種制度の概要	351
4-7	激甚災害指定基準	357
4-8	局地激甚災害指定基準	359

第5部 事故等災害対策

5-1	不発弾処理において製造する防護物	363
5-2	安定ヨウ素剤及び資機材の備蓄状況	364
5-3	原子力発電所事故等における緊急事態区分	365
5-4	原子力発電所事故等における情報連絡系統	366
5-5	原子力災害時における住民等への情報伝達系統	367
5-6	原子力災害時における屋内退避及び避難・一時移転に 関する指標	368
5-7	除染を講じるための基準	368
5-8	安定ヨウ素剤の服用量及び服用方法	368
5-9	飲料水、飲食物の摂取制限等	369

第1部 防災関係例規

項目	ページ
1-1 宇佐市防災会議条例	3
1-2 宇佐市防災会議条例施行規則	4
1-3 宇佐市災害対策本部条例	5
1-4 宇佐市災害対策本部規程	6
1-5 宇佐市災害弔慰金の支給等に関する条例	11
1-6 宇佐市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	15

1-1 宇佐市防災会議条例

平成17年3月31日条例第238号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、宇佐市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 宇佐市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 宇佐市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の水防計画を調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務一部改正〔平成17年条例276号・24年12号〕

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 大分県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 大分県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (3) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (4) 教育長
 - (5) 消防団長
 - (6) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
 - (7) その他特に必要と認め、市長が任命する者
- 6 前項各号の委員の総数は、40人以内とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大分県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成17年9月28日条例第276号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月27日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-2 宇佐市防災会議条例施行規則

平成17年3月31日規則第171号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇佐市防災会議条例（平成17年宇佐市条例第238号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、宇佐市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の総数の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会議録の作成)

第3条 会長は、庶務に従事する職員をして会議録を作成し、保管しなければならない。

(会長の専決処分)

第4条 会長は、会議が成立しないとき、会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、防災会議が処理すべき事務のうち次に掲げるものについて専決処分することができる。ただし、その議決により特に指定したものについては、この限りでない。

(1) 災害対策本部の設定について市長に意見を述べること。

(2) 宇佐市地域防災計画の要旨を公表すること。

(3) 緊急事態の発生により早急に決定を要する事項

(4) その他軽易な事項

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議に報告しなければならない。

(専門部会)

第5条 防災会議に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、条例第4条に規定する専門委員をもって組織する。

3 専門部会に部会長を置き、会長が指名したものををもって充てる。

4 部会長は、会務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

6 専門部会の会議については、第2条の規定を準用する。ただし、この場合において「会長」とあるのは「専門部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 防災会議の庶務は、危機管理課において処理する。

一部改正〔平成24年規則23号〕

(補則)

第7条 この規則に規定するもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第23号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

1-3 宇佐市災害対策本部条例

平成17年3月31日条例第239号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、宇佐市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成24年条例29号〕

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるとき、又は災害本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、宇佐市災害対策本部規程で定める。

附 則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

附 則 (平成24年9月26日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-4 宇佐市災害対策本部規程

平成17年3月31日訓令第39号

(趣旨)

第1条 この規程は、宇佐市災害対策本部条例（平成17年宇佐市条例第239号）第5条の規定に基づき宇佐市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の位置)

第2条 本部は、宇佐市役所に置く。

(本部長及び副本部長)

第3条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は市長、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は副市長及び教育長をもって充てる。

一部改正〔平成17年訓令56号・19年4号〕

(本部長の職務の代理)

第4条 本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ本部長の指定する副本部長がその職務を代理する。

(対策班)

第5条 本部に、次に掲げる班を置く。

- (1) 本部対策班
- (2) 福祉保健対策班
- (3) 市民生活対策班
- (4) 経済対策班
- (5) 建設対策班
- (6) 教育対策班
- (7) 安心院支所対策班
- (8) 院内支所対策班
- (9) 消防対策班

一部改正〔平成29年訓令6号〕

(本部及び対策班の組織)

第6条 本部及び対策班の組織は、別表のとおりとする。

(対策班の分掌事務)

第7条 各対策班の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本部対策班

ア 宇佐市防災会議及び地方指定行政機関との連絡等に関する事項

イ 本部会議に関する事項

ウ 災害に関する情報の収集及び伝達並びに被害状況等の報告及び公表に関する事項

エ 自衛隊の災害派遣の要請及び職員派遣に関する事項

オ 義捐金品、見舞金等の受付保管及び整理に関する事項

- カ 災害業務の遂行に必要な車両の確保及び配車に関する事項
- キ 各対策班及び支部との連絡調整に関する事項並びに他の対策班の分掌事務に属しない事項
- (2) 福祉保健対策班
 - ア 医療及び防疫の応急対策に関する事項
 - イ 被災者の応急及び救助に関する事項
 - ウ その他衛生及び救助関係に必要な事項
 - エ 要配慮者の避難支援に関する事項
- (3) 市民生活対策班
 - ア 被災者の支援に関する事項
 - イ 被災家屋等の調査に関する事項
 - ウ 避難所の開設及び運営に関する事項
 - エ 被災者及び死亡者の収容に関する事項
 - オ 災害廃棄物に関する事項
- (4) 経済対策班
 - ア 救助物資の収集及び保管に関する事項
 - イ 救助物資の輸送に関する事項
 - ウ 耕地、農業施設等の応急対策及び復旧計画に関する事項
 - エ 農作物の被害調査及び救助対策に関する事項
 - オ 山林関係の応急対策及び復旧計画に関する事項
 - カ 水産及び畜産関係の応急対策に関する事項
 - キ その他経済関係に必要な事項
- (5) 建設対策班
 - ア 道路、橋りょう、上水道、河川等の応急対策及び復旧計画に関する事項
 - イ 公共営造物関係の応急対策及び復旧計画に関する事項
 - ウ 仮設住宅の建設及び管理に関する事項
 - エ 災害対策の資材及び器材類の確保に関する事項
 - オ 災害対策関係の労働力の確保及び供給に関する事項
 - カ 水防対策に関する事項
 - キ 上水道に関する応急対策事項
 - ク その他建設関係に必要な事項
- (6) 教育対策班
 - ア 市立学校関係の応急対策及び復旧計画に関する事項
 - イ 学童の被害調査及び対策に関する事項
 - ウ 社会教育施設及び文化財関係の保護応急対策に関する事項
 - エ その他教育関係に必要な事項
- (7) 安心院支所対策班
 - ア 本部並びに管内の総合、連絡及び調査報告に関する事項
 - イ その他支所管内の災害応急対策に関する事項
- (8) 院内支所対策班
 - ア 本部並びに管内の総合、連絡及び調査報告に関する事項
 - イ その他支所管内の災害応急対策に関する事項

第1部 防災関係例規

(9) 消防対策班

- ア 防火、防水等災害の警備に関する事項
- イ 被災者の非常救出に関する事項
- ウ その他消防関係に必要な応急対策に関する事項

(本部会議)

第8条 本部に本部会議を置く。

- 2 本部会議は本部長、副本部長及び各対策班長をもって構成し、災害予防、災害応急対策その他防災に関する重要な事項について協議する。
 - 3 本部会議は、必要に応じ本部長が招集する。
 - 4 本部長は、本部会議の議長となる。
 - 5 本部長は、必要があると認めるときは、本部会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 一部改正〔平成29年訓令6号〕

(事後処理の原則)

第9条 この規程に定める事務は、原則として、他のすべての事務に優先して迅速及び的確に処理するものとする。

(他の法令との関係)

第10条 災害救助法（昭和22年法律第118号）、消防法（昭和23年法律第186号）、水防法（昭和24年法律第193号）その他法令に特別の定めがあるものについては、当該法令等の定めるところにより、その事務を処理しなければならない。

(被害状況等の報告)

第11条 災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要の報告は、大分県災害報告規定を準用して速やかに報告しなければならない。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長がその都度定める。

附 則

この訓令は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成17年5月27日訓令第56号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成17年7月1日訓令第59号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成18年3月23日訓令第5号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第4号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日訓令第7号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日訓令第7号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日訓令第5号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月27日訓令第6号抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第7号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日訓令第3号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月21日訓令第4号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月1日訓令第6号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成30年3月22日訓令第1号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月7日訓令第2号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日訓令第2号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

宇佐市災害対策本部編成表

本部長	副本部長	業務区分		構成員	
		区分	担任		
市長	副市長 教育長	本部対策班	班長	総務部長	危機管理課員 総務課員 秘書広報課員 行財政経営課員 総合政策課員 まちづくり推進課員 人権啓発・部落差別解消推進課員 会計課員 議会事務局員 監査委員事務局員 農業委員会事務局員
			副班長	危機管理課長	
			〃	総務課長	
			〃	秘書広報課長	
			〃	行財政経営課長	
			〃	総合政策課長	
			〃	まちづくり推進課長	
			〃	人権啓発・部落差別解消推進課長	
			〃	会計管理者及び会計課長	
			〃	議会事務局長	
市民生活 対策班	班長	副班長	〃	市民生活部長	市民課員 税務課員 生活環境課員 清掃事業局員
			〃	市民課長	
			〃	税務課長	
			〃	生活環境課長	
福祉保健 対策班	班長	副班長	〃	福祉保健部長	福祉課員 健康課員 子育て支援課員 介護保険課員 介護保険認定審査事務局員
			〃	福祉課長	
			〃	健康課長	
			〃	子育て支援課長	
経済対策班	班長	副班長	〃	経済部長	農政課員 耕地課員 林業水産課員 商工振興課員 観光・ブランド課員 文化・スポーツ振興課員
			〃	農政課長	
			〃	耕地課長	
			〃	林業水産課長	
			〃	商工振興課長	
			〃	観光・ブランド課長	
建設対策班	班長	副班長	〃	建設水道部長	土木課員 都市計画課員 建築住宅課員 上下水道課員
			〃	土木課長	
			〃	都市計画課長	
			〃	建築住宅課長	
教育対策班	班長	副班長	〃	教育次長	教育総務課員 学校教育課員 社会教育課員 図書館員 学校給食課職員
			〃	教育総務課長	
			〃	学校教育課長	
			〃	社会教育課長	
			〃	図書館長	
安心院支所 対策班	班長	副班長	〃	支所長	地域振興課員 市民サービス課員 産業建設課員
			〃	地域振興課長	
			〃	市民サービス課長	
院内支所 対策班	班長	副班長	〃	支所長	地域振興課員 市民サービス課員 産業建設課員
			〃	地域振興課長	
			〃	市民サービス課長	
消防対策班	班長	副班長	〃	消防長	消防本部職員 消防団員
			〃	消防団長	

一部改正〔平成17年訓令56号・59号・18年5号・19年4号・20年7号・21年7号・
22年5号・23年6号・24年7号・28年3号・29年4号・6号・30年1号・31年2号・
令和2年2号〕

1-5 宇佐市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成17年3月31日条例第118号

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害(以下「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

- (3) 志望者に関わる配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが損しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

一部改正〔平成23年条例21号〕

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場

合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市長は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならぬ。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1か月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270万円
 - エ 住居が全壊した場合 350万円

- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円
 - イ 住居が半壊した場合 170 万円
 - ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250 万円
 - エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350 万円
- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10 年とする。

一部改正〔令和元年条例7号〕

(利率及び保証人)

第14条 災害援護資金は、延滞の場合を除き無利子とする。

- 2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。
- 3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

一部改正〔令和元年条例7号〕

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

一部改正〔令和元年条例7号・31号〕

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の宇佐市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年宇佐市条例第18号）、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和58年安心院町条例第13号）又は災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和49年院内町条例第3号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 合併前の条例の規定により支給した、若しくは支給すべきであった災害弔慰金、又は貸し付けた、若しくは貸し付けるべきであった災害援護資金の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成23年12月27日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（令和元年7月2日条例第7号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則 (令和元年12月20日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-6 宇佐市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成17年3月31日規則第50号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇佐市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年宇佐市条例第118号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を出させるものとする。

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 市は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を出させるものとする。

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号）を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書（様式第5号）に資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第10条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第8号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）を当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第14号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第15号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

一部改正〔令和元年規則24号〕

（督促）

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を市長に氏名等変更届（様式第16号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

（補則）

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の宇佐市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年宇佐市規則第12号）、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和58年安心院町規則第7号）又は災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例施行規則（昭和55年院内町規則第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成28年3月15日規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月2日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月20日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

診 断 書

氏 名		生年月日	年 月 日	性別	男・女						
傷 病 名			負傷発病年月日	年 月 日							
障害の部位			初 診 年 月 日	年 月 日							
既 往 症	既存障害		治 癒 年 月 日	年 月 日							
療養の内容及び経過											
障害の状態の詳細	(図で示すことができるものは図解すること。)										
関 節 運 動 範 囲	部 位		種類範囲								
			右								
			左								
			右								
			左								
			右								
		左									
上記のとおり診断します。			郵便番号_____電話番号_____局番								
_____年 月 日			病院又は 所在地_____								
			診療所の 名 称_____								
			診療担当者								
			氏 名_____印								

様式第2号 (第6条関係)

災害援護資金借入申込書

※受付日		※受付番号		※受付者		※貸付番号		
被災日時	年 月 日 時			災害名				
被害の種類	1 世帯主の負傷 2 住居の全壊 3 住居の半壊 4 家財の損害			被害場所				
返す方法	1 年賦 2 半年賦 3 月賦			いつまでに返せ ますか				
借入申込者について	フリガナ				男・女	年 月 日生 (歳)		
	氏名							
	フリガナ				郵便番号	電話番号		
	住所							
	本籍				勤務先の名称と所在地			
	職業							
	世帯の状況と収入	氏名	世帯主との続柄	年齢	健否	職業	収入(月収)	勤務先・学校名
	収入合計	円	支出合計		円			
土地	(1) 宅地 m ²	(2) 田畑 m ²	住居の状況		(1) 自家(2) 借家(3) 借間(4) 同居			
	(3) 山林 m ²			生活保護	年 月 日から受給(生住教医)			
	建物	(1) 自宅 m ²	(2) その他 m ²					
負債	(内容)			(金額) 円				
連帯保証人(保証人が書いてください。)	氏名				男・女	年 月 日生 (歳)		
	現住所				本籍地			
	職業				申込者との関係	家族数		
	資産	土地	(1) 宅地 m ²	(2) 田畑 m ²	勤務先	名称		
建物		(1) 自宅 m ²	(2) その他 m ²	所在地				
この災害の前一年以内に被災したことの有無及びその状況						(有・無) (状況)		
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無						(有・無)		
資金の使い方総額								
に 円				災害援護資金で 円				
に 円				手持資金で 円				
に 円				その他 () で 円				
に 円								

	被災時の具体的状況				負傷	全治 月	
	住居の被害						
被害の状況	家財の状況	品名	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額
		和だんす			婦人用腕時計		
		整理だんす			畳(畳中で畳が被害)		
		洋服だんす					
		鏡台			障子		
		腰掛机			ふすま		
		本箱・本棚					
		食器・戸棚			小計		
		食卓・茶ぶ台			その他被害のあった家財		
		げた箱					
		照明器具			品名	現在購入に要する費用	被害額
		じゅうたん					
		扇風機					
		石油ストーブ					
		電気やぐらこたつ					
		電気冷蔵庫					
		電気・ガス炊飯器					
		電気洗濯機					
		電気掃除機					
		ミシン					
電気アイロン							
自転車							
テレビ							
ラジオ							
柱時計							
目覚まし時計			小計				
紳士用腕時計			合計				
<p>上記のとおり災害援護資金を借入letak申し込みます。 年 月 日</p> <p>上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。 年 月 日</p> <p>宇佐市長 様</p> <p style="text-align: right;">借入申込者 印</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 印</p>							

全部改正〔令和元年規則7号〕

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

宇佐市長

印

様

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定しましたのでお知らせします。

記

貸付番号	第	号
貸付金額		円
据置期間	年 月 日から	年 月 日まで
償還期間	年 月 日から	年 月 日まで
償還方法	年 賦	半年 賦 月 賦
利 子	年0%	

資金をお渡しする日と手続について

- 1 貸付金交付日 年 月 日
- 2 場 所
- 3 ご持参なさるもの
 - (1) この通知書
 - (2) 同封の借用書
 - (3) あなたの印鑑
 - (4) あなたと保証人の印鑑証明書各1通

全部改正〔令和元年規則7号〕

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

宇佐市長 印

様

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

（不承認の理由）

この処分に不服があるときは、この通知を受け取った日から起算して3か月以内に、市長に対して、審査請求をすることができます。

全部改正〔平成28年規則1号〕

様式第5号（第9条関係）

貸付決定番号 号

災 害 援 護 資 金 借 用 書

借用金額	円
利 子	年0%
据置期間	年 月 日から 年 月 日まで
償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
償還方法	年 賦 半 年 賦 月 賦

上記のとおり借用します。

ついては、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還します。

年 月 日

住 所	
借受人氏名	印
住 所	
保証人氏名	印

全部改正〔令和元年規則7号〕

様式第6号（第12条関係）

繰上償還申出書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年 月 日

借受人 住 所
氏 名

印

宇佐市長 様

記

貸付番号
借受人氏名
貸付けを受けた日
貸付けを受けた金額
償還期限
償還金額
償還未済額
繰上償還をする日

金額

償還金支払猶予申請書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請します。

年 月 日

借受人 住所
氏名
連帯保証人 住所
氏名

印
印

宇佐市長 様

申請の理由 (具体的に)				
貸付けの条件	借入金額	円	貸付番号	
	据置期間	1 3年 2 5年	希望猶予 期間等	ただし、 年 月 日 第 回償還以降 か月
	償還方法	1 年賦 2 半年賦 3 月賦		
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	変更後の 償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
支払猶予期間 の 根 拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)			

全部改正〔令和元年規則7号〕

様式第8号（第13条関係）

第 号

年 月 日

宇佐市長 印

様

支払猶予承認通知書

年 月 日申出のあった償還金の支払猶予については、次のとおり承認となったのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間 年 月 日から 月
変更後の償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第9号（第13条関係）

第 号

年 月 日

宇佐市長 印

様

支払猶予不承認通知書

年 月 日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願い致します。

（不承認の理由）

この処分に不服があるときは、この通知を受け取った日から起算して3か月以内に、市長に対して、審査請求をすることができます。

全部改正〔平成28年規則1号〕

様式第10号 (第14条関係)

違約金支払免除申請書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

年 月 日

借受人 住所
氏名
連帯保証人 住所
氏名

印
印

宇佐市長 様

記

貸付番号					
支払免除を申請する違約金の金額			円		
内容	回数	期別	元金	利息	申請日までの違約金
		年 月期			
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

様式第11号（第14条関係）

第 号
年 月 日

宇佐市長 印

様

違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、下記のとおり承認されましたのでお知らせいたします。

記

年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円、利子 円に係る
年 月 日における違約金 円の支払を免除致します。

様式第12号（第14条関係）

第 号
年 月 日

宇佐市長 印

様

違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（理由）

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金（元利合計 円）に係る違約金は 年 月 日現在 円となっておりますので至急償還を願います。

この処分に不服があるときは、この通知を受け取った日から起算して3か月以内に、市長に対して、審査請求をすることができます。

全部改正〔平成28年規則1号〕

様式第13号 (第15条関係)

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号					
借受人氏名		貸付けを受けた日	年月日	貸付金額	円
償還方法	年賦・半年賦・月賦	償還期限	年月日	償還金額	円
免除申請額	円(償還未済額の 円)				
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間					
免除申請者	フリガナ			男・女	年月日生
	氏名				
	現住所				
	本籍				
	借受人との関係			職業	
	勤務先及び所在地				
借受人又はその相続人	フリガナ			男・女	年月日生
	氏名				
	現住所			借受人との続柄	
	職業			勤務先及び所在地	
保証人	フリガナ			男・女	年月日生
	氏名				
	現住所			借受人との関係	
	職業			勤務先及び所在地	
上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。					
年月日					
免除申請者					印
宇佐市長 様					

全部改正〔令和元年規則7号〕

様式第14号（第14条関係）

年 月 日

宇佐市長

印

様

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

（承認内容）

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額

元 金 円

利 子 円

違約金 円

合 計 円

償還を免除した額

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

元 金 円

利 子 円

違約金 円

合 計 円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利5%の率で違約金が更に加算されます。

全部改正〔令和元年規則7号〕

様式第15号(第15条関係)

年 月 日

宇佐市長

印

様

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(不承認の理由)

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年5%の率で違約金が更に加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

この処分に不服があるときは、この通知を受け取った日から起算して3か月以内に、市長に対して、審査請求をすることができます。

全部改正〔令和元年規則7号〕

様式第16号（第17条関係）

氏名等変更届

貸付番号				
借 受 人	氏 名		住 所	
連 帯 保 証 人	氏 名		住 所	
○で囲むこと。 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他		(変更の内容)		
災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり変更しましたのでお届けします。 年 月 日 借受人又は同居の親族 住 所 氏 名 印 連帯保証人 住 所 氏 名 印 宇佐市長 様				

(参考) 第2条の調査事項

災害弔慰金支給調査票

				決定番号	
死亡に関する事項	フリガナ ----- 死亡した者の氏名			男・女	年 月 日生
	死亡した日 年 月 日	年 月 日		住所	
	死亡の状況 (行方不明)	災害名			死亡した場所
遺族に関する事項	死者との続柄	氏 名	住 所	備 考	
支給に関する事項	支給日	年 月 日		支給場所	
	災害弔慰金を支給した遺族について	氏 名	続 柄	支給金額	円
		住 所			
	先順位者の有・無	有・無		同順位者の有無	有・無
先順位者又は他の同順位者に支給しなかった理由			支給制限事由に該当の有無	有(その事由) 無	
備考	支給した職員				

(参考) 第4条の調査事項

災害障害見舞金支給調査票

		決定番号			
障害者に関する事項	フリガナ		男・女	年 月 日生	
	障害者の氏名				
	障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日	年 月 日	住 所		
	負傷・疾病の状況	災害名		傷病を負った場所	
	障害の種類程度等	医師の氏名	所属する医療機関名 医師の氏名 () ()		
障害の状況		法別表の該当事項 (号)			
支給に関する事項	支 給 日		支給制限事由に該当の有無	有 (その事由) 無	
	支 給 場 所				
	支 給 金 額	円			
備 考	支給した職員				

